

## 第13次県有林経営計画（概要）

### 1 基本方針

公益的機能の発揮と安定的な木材生産に取り組みつつ、県民の様々な活動の場としても有効活用を図る必要があるが、特に木材資源の活用が県内の森林全体における課題となっている状況下においては、県営林が中心となって課題に取り組み、広く県内の民有林に普及すべき模範的な施業を行っていく必要がある。

- (1) 県土の保全その他県有林の有する公益的機能の維持増進
- (2) 素材を中心とした林産物の持続的かつ計画的な供給
- (3) 県有林の有効的活用による県民福祉の向上への寄与
- (4) 効率的な施業や管理を積極的に実施し模範林としての機能を強化

### 2 今期計画の方針

- (1) 路網整備や高性能林業機械活用、委託方法改善等により効率的に森林施業を行い、立木販売についても買受事業体の育成に努め検討する。
- (2) 木材の需要を把握し、伐採量や時期の調整、採材、仕分け、材質、末木枝条の活用等に取り組み、材価の確保と木材需要の拡大を図る。
- (3) 国庫補助金を適切に運用するとともに、公庫資金の削減を図る。
- (4) 保健休養の場、法人の森活動の場として活用を図る。
- (5) 生産林は、車両系、又は比較的軽易な架線系の作業システムによる効率的な搬出が可能な区域を含む林班とし、その他の林班を保全林とする。
- (6) 路網等の施設用地は、斜面浸食や土砂流出に留意して積極的に新設、管理する。

#### ○ 県有林（県有地）

適切に生産林と保全林の区分を進め、積極的に管理、活用を図る。

県民の森は保全林とするが林業の啓発に適する場合は生産林も検討する。

法人の森事業の候補地を設け活動を促進する。

航空レーザ測量や施業履歴等の森林情報の整理を進める。

#### ○ 分収林（民有林との分収契約地）

契約満了時には、十分な収益が得られない場合は原則として立木を土地所有者に売払って（評価結果が負の値の場合は0円）契約を終了し、その後は事業体が経営を受託して森林経営計画の認定を受け集約的に施業を行う取組みを促進する。

#### ○ 部分林（国有林との分収契約地）

各林班とも生産林として、優良な木材生産に必要な保育を実施する。

契約期間内の主伐が適当ではない場合は、契約を変更して契約期間を延長する。

主伐後の再契約は、鬼泪山貯木場に近く効率的な管理、搬出が可能な94～98林班の林小班を中心に行い、その他の林班は個別に効率性を十分に検討して対応する。